

国際課税委員会（第40回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年6月3日、主税局から、条約交渉等の課題について説明をうかがいました。説明内容は、資料に沿ったものであったので、省略します。資料は別添です。

以下、質疑の内容を記載します。

- ・タックスヘブンの問題について、今後は各国法制や執行の検証（ピュア・レビュー）に移ると考えていいのか。これまでは、法制に重点があったが今後は、執行面に重点が移る。
- ・このプロジェクトの共同副議長であるわが国も、レビューを受けるとともに行うことになるのか。なる。
- ・足が速い所得から足が速くない所得へとタックスベースがシフトすることは望ましくない。
- ・リングフェンシング基準とは何か。ダブリンドック税制のように、外資だけに優遇税制を適用するとか、国内取引とは遮断するといった、他の国からの税収を奪うような税制のことで、「有害な税制」として縮小されてきた。別添OECD加盟国有害税制リストに掲載された措置は、基本的に廃止されてきた。
- ・我が国に特区を認めるという考え方があるが、これに反しないのか。
- ・2005年OECDモデル条約26条は、銀行の機密より情報交換の優位性をうたったもの。
- ・2009年金融・世界経済サミット首脳宣言で、「銀行機密の時代は終わった」とされていることは象徴的。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。